公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２６９号
岡山県倉敷市中畝２丁目10番15号　アンジェリーク中畝Ｂ―201号
債務者　大渕　博文
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　幸徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１２６７号
福岡市東区名島３丁目19番543号
債務者　濱田　雅司
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４０２号
福岡市東区若宮２丁目24番35―201号
債務者　藤木　光徳
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　愛甲　栄治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７１１号
福岡市早良区小田部５丁目18番11―202号
債務者　伊佐　　亮
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田耕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４０２号
和歌山市雑賀崎1354番地
債務者　西山　　渚（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　圭三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７６号
広島市南区旭３丁目２番20―１―204号、申立時の住所広島市佐伯区観音台４丁目18番１号
債務者　西川　義廣
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０号
福岡県大川市大字中古賀535番地９
債務者　渕上　　香
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
宮城県遠田郡美里町北浦字二又56番地
債務者　佐々木正幸
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
宮城県石巻市新栄１丁目10番地５
債務者　岡　　純子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米谷　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２０２９号
福岡県古賀市今の庄１丁目25番23号
債務者　徳山　達也
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　家永由佳里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４１号
宮城県加美郡色麻町清水字川端南２番地２
債務者　中村　成義
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３６７４号
大阪市住之江区南加賀屋１丁目１番167号
債務者　大田　和美
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村　　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２９６号
大阪市淀川区木川東３丁目９番22―302号、前住所大阪市淀川区木川東４丁目６番20―102号　財形第３新大阪ハイツ
債務者　田中　　博
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６３号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番409―107号、従前の住所兵庫県明石市魚住町清水1928番地
債務者　上原　政隆
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６４号
神戸市須磨区竜が台３丁目６番地　市営竜が台住宅３―1105号
債務者　澁谷　秀子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙島　章光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７２号
兵庫県芦屋市翠ヶ丘町４番９号
債務者　稲垣　幸一
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部